音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し等及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成27年７月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるマガン、オオヒシクイ、オジロワシ及びオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているメダカ及びマルタニシ、準絶滅危惧として掲載されているマツカサガイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ及びミズマツバその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、メダカ、マルタニシ、マツカサガイについて、工事着手前に生息状況について事前調査を実施し、生息地に影響を及ぼすと判断される場合は、専門家の指導助言を受け、必要に応じて移設等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、既に発掘調査等が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級及び第３種第１級の規格に基づく４車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成16年３月23日に都市計画決定され、平成20年12月24日に変更決定された都市計画と、中央帯の幅員等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、酒田市長を会長とする山形県庄内地区道路協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山形県酒田市役所

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月九日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年十一月十六日（予備、同月二十三日）の〇七〇〇から一八三〇まで

区域　沖縄島南東方の北緯二四度二八分一五秒、東経一三一度一〇分五二秒の地点を中心とする半径五海里の区域

その他の施設等　自衛艦十三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　山形県

二　都市計画事業の種類及び名称　鶴岡都市計画道路事業三・六・一号道形黄金線

三　事業施行期間　自平成二十七年十一月九日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山形県鶴岡市馬場町地内

使用の部分　なし

皇室事項

文化勲章親授式

十一月三日午前十時三十分、宮中において、志村ふくみ、醍醐宏宏、末松安晴、大村智、中西重忠及び梶田隆章の文化勲章親授式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、ネパール国大統領ビディヤ・デヴィ・バンダリ閣下の大統領就任につき、十一月五日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、タンザニア国大統領ジョン・ポンペ・ヨセフ・マグフリ閣下の大統領就任につき、十一月五日御祝電を発せられた。

告示等

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

静岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県各種商品小売業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月９日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間810円」を「１時間823円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第10号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県繊維工業最低賃金（平成22年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月９日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間777円」を「１時間800円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年３月１日から効力を生ずる。